

長崎県公安委員会規程第2号

検定実技試験員の指定等に関する規程を次のように定める。

平成18年3月1日

長崎県公安委員会委員長 犬尾 博治

検定実技試験員の指定等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による検定の実技試験を行う者（以下「検定実技試験員」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検定実技試験員の資格要件)

第2条 検定実技試験員としての資格要件は次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) その者が行おうとする検定の実技試験に係る警備業務の種別及び級の検定実技試験員講習（新たに検定実技試験員になろうとする者に対する講習及び現に検定実技試験員である者に対して3年ごとに行う講習をいう。）を修了したもの
- (3) 検定実技試験員として十分な知識及び能力を有すると認められるもの

(検定実技試験員の指定)

第3条 検定実技試験員の指定は、その者が行うことができる検定の種別及び級を指定し、別記様式第1号の指定書を交付して行うものとする。

(指定の解除)

第4条 検定実技試験員の指定の解除は、別記様式第2号の指定解除通知書を交付して行うものとする。

(細目事項)

第5条 この規程の実施に必要な細目については、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

第 号

指 定 書

所 属
階級又は職 氏 名

上記の者は警備員等の検定等に関する規則第6条第3項に規定する
に係る検定実技試験員に指定する。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会



第 号

指 定 解 除 通 知 書

所 属
階級又は職 氏 名

上記の者は警備員等の検定等に関する規則第6条第3項に規定する検定実技試験員の指定を解除する。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会 印